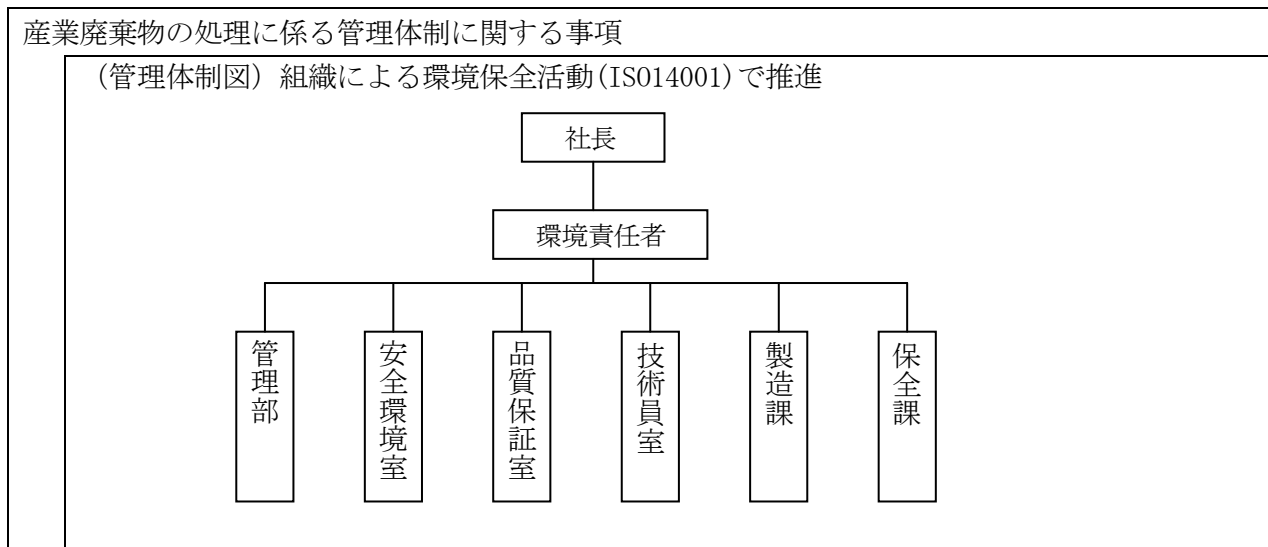


(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成 24年6月 日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 半田市川崎町四丁目1番地8 氏 名 株式会社 半田キャスティング 鈴木 寛志 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0569-25-4739	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 半田キャスティング
事業場の所在地	愛知県半田市川崎町四丁目1番地8
計画期間	平成23年4月～平成24年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E-31 [製造業] 輸送用機械器具製造業
②事業の規模	フォークリフト用ウエイト年間出荷額 3,953百万円
③従業員数	78人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 種類別処理のフロー図参照

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 ( 23 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉾さい(ノロ)	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別紙-2</div> 廃棄物分別基準参照
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい(鋳物砂)	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	558t	t
	(これまでに実施した取組) ショットブラストから排出された鋳物廃砂を鉄分と鋳物砂に分別、それぞれを有価物で処分と、社内で再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい(ノロ)	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 鉍さい(ノロ)を社内で鉄分と残りに分別、鉄分を有価で処理、産業廃棄物の排出量減量を図る		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

## (第4面)

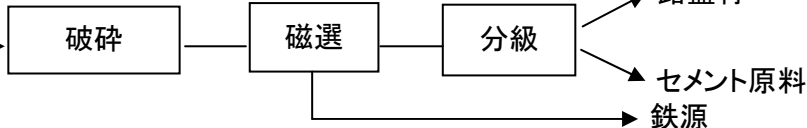
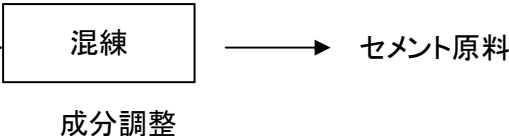
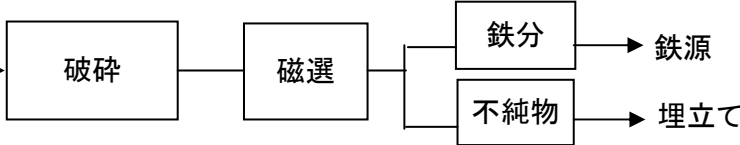


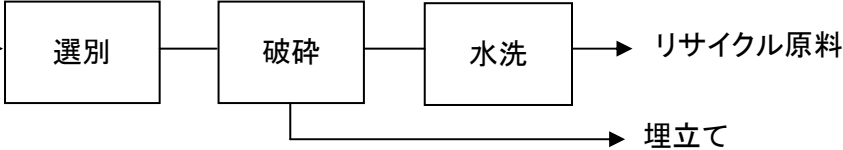
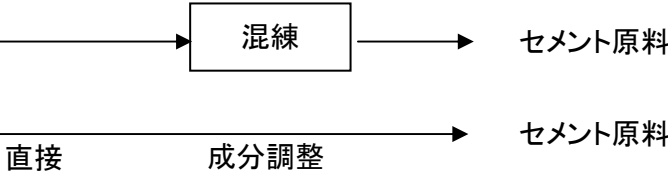
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（    23    年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別紙-3      参照		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別紙-3</div> 参照			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

①現状	【前年度(23年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	鋳さい(ノロ)	ばいじん	金属くず	廃プラスチック類	陶磁器くず	ガレキ(耐火物)	鋳さい(廃砂)	木くず(木製パレット)	合計
	全処理委託量(ton)	719.65	45.93	85.91	115.1	0.92	40.7	226.7	7.7	1242.65
	優良認定処理業者への処理委託量									
	再生利用業者への委託量	719.65	45.93	85.91	115.1	0.92	40.7	226.7	7.7	1242.65
	認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										
(これまでに実施した取組) 廃プラスチック類は、RPF固化燃料製造設備のある処理業者に排出。										
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	鋳さい(ノロ)	ばいじん	金属くず	廃プラスチック類	陶磁器くず	ガレキ(耐火物)	鋳さい(廃砂)	木くず(木製パレット)	合計
	全処理委託量(ton)	648	46	86	115	1	41	227	7	1,170
	優良認定処理業者への処理委託量									
	再生利用業者への委託量	648	46	86	115	1	41	227	7	1,170
	認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										
(今後実施する予定の取組) 鋳さい(ノロ)、鋳さい(廃砂)を社内で鉄分と残りに分別、鉄分を有価で処理、産業廃棄物の排出量減少を図る										

番号	廃棄物の種類	処理の工程	最終処理先
1	鉍さい(ノロ・スラグ)		路盤材 セメント原料 鉄源
2	ばいじん		セメント原料
3	金属くず(溶解くず)		鉄源 埋立て
4	廃プラスチック類		燃料 焼却
5	陶磁器くず(廃砥石)		リサイクル原料 埋立て
6	ガレキ(耐火物)		リサイクル原料 埋立て
7	鉍さい(鋳物廃砂)		セメント原料 セメント原料





文書名	廃棄物管理手順書	制定	初版 2008 年 10 月 16 日	文書番号	HC-E01	頁	1/5
		改訂	2 版 2012 年 4 月 1 日				

## 1. 目的

この手順書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、当社の事業活動から生ずる廃棄物を適正に処理し、廃棄物の再資源化及び減量化を図ると共に事業活動を円滑に運営し、社内環境の保全の向上を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

この手順書は、当社の事業活動に伴って生ずる廃棄物の発生から処分完了までの廃棄物の管理全般に適用する。

## 3. 廃棄物の定義

この手順書における廃棄物とは、当社の事業活動に伴って発生する廃棄物で次のものをいう。

### (1) 事業系一般廃棄物

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ① 可燃ごみ（紙くず、紙袋等） | ② 紙製容器包装ごみ |
| ③ 資源ごみ（プラ、ガラス等） | ④ 古紙、雑誌、   |
| ⑤ 段ボール類         | ⑥ 生ごみ      |

### (2) 産業廃棄物

- |        |              |
|--------|--------------|
| ① 廃油   | ② 廃プラスチック    |
| ③ 塗料カス | ④ 金属くず       |
| ⑤ 汚泥   | ⑥ 鉱さい        |
| ⑦ 木くず  | ⑧ ウェス、軍手、革手袋 |

詳細は「別紙 1 廃棄物運用基準」参照

## 4. 管理体制

廃棄物の管理業務の担当は、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、環境管理責任者とする。
- (2) 管理責任者は、「廃棄物管理担当者任命書（様式—1）」により管理担当者を任命するとともに教育指導に当たる。また、常に正常な管理がなされているかを把握し、異常がある時は直ちに適切な処置をする。

## 5. 管理担当者の責務

- (1) 管理担当者は、職場から出される廃棄物の分別、保管の責任を持ち、常に職場環境の管理に努めるとともに、廃棄物の再資源化及び減量化を心掛けるように従業員に啓発する。
- (3) 管理担当者は、廃棄物の分別、保管、維持等の業務を適切に行い、保管場所及び周辺の美化につとめる。

文書名	廃棄物管理手順書	制定	初版 2008 年 10 月 16 日	文書番号	HC-E01	頁	2/5
		改訂	2 版 2012 年 4 月 1 日				

## 6. 管理責任者の責務

- (1) 管理責任者は、「廃棄物運用基準（別紙—1）」を定める。
- (2) 管理責任者は、管理担当者が前項の責務を適切に遂行しているか否かを監視し、適切な教育指導する。
- (3) 管理責任者は、廃棄物管理票（マニフェスト）及び委託業者との契約書等の保管管理をする。
- (4) 管理責任者は、廃棄物発生量報告書を年間(4月~3月)集計し、関係法令等で定められている届出書、報告書等を作成して、関係行政機関に提出すると共に、関係法令等の情報の収集に努める。

## 7. 廃棄物の管理

- (1) 管理責任者は、廃棄物管理施設（場所）や廃棄物保管容器等に分類を明示し周知徹底をはかる。
- (2) 管理責任者及び管理担当者は、廃棄物を指定された廃棄物管理施設（場所）や廃棄物保管容器等に保管し、当該廃棄物が飛散、流出、地下への浸透及び悪臭が発生する恐れのないようにする。また、廃棄物の資源化に努め、再資源化が困難なものについては、これを適切に処理する。
- (3) 管理担当者は、廃棄物管理票（マニフェスト）記録を月毎に集計し、「廃棄物管理台帳（様式—2）」に記録し、これを管理責任者に提出する。
- (4) 管理担当者は、「月間廃棄物発生量記録（様式—3）」に日々の廃棄物発生状況を記録し、月毎に管理責任者に報告する。
- (5) 管理責任者は、「廃棄物管理台帳（様式—2）」及び「月間廃棄物発生量記録（様式—3）」に基づき「廃棄物発生量報告書（様式—4）」にとりまとめ、処理費用を含め社長に報告する。

## 8. 委託処理

- (1) 管理責任者は、廃棄物の収集運搬及び処分業者の選定に関して、許可を有する業者の中から選定し、業者の許可証及び処理能力等を確認する。
- (2) 管理責任者は、廃棄物の処理にあたっては、収集運搬業者及び処分業者との書面による2者契約を締結する。
- (3) 管理責任者は、選定した業者から許可証の写しの提出を求めるとともに、これを保管する。また、許可証の写しは契約更新時には必ず提出を求める。
- (4) 管理責任者は、委託業者に当該廃棄物に関する適正な処理に必要な情報を提供する。
- (5) 管理責任者または管理担当者は、当該廃棄物の引き渡し時に必ず立ち会い、

文書名	廃棄物管理手順書	制定	初版 2008 年 10 月 16 日	文書番号	HC-E01	頁	3/5
		改訂	2 版 2012 年 4 月 1 日				

委託業者の確認（車両側面部の表示等）と、運搬の途中で当該廃棄物が飛散・流出する恐れがないことを確認する。

- (6) 管理責任者または管理担当者は、当該廃棄物の引き渡し時に廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する。
- (7) 管理責任者は、この廃棄物管理票（マニフェスト）を保管管理する。
- (8) 管理責任者は、この廃棄物管理票（マニフェスト）の写しが1ヶ月以内に返送されない場合は、収集運搬または処分業者に対して確認を行うとともに、必要な処置を講ずる。

## 9. 事故時、緊急時の処置

管理担当者は、廃棄物の保管時及び引き渡し時に飛散・流出及び地下浸透の恐れが生じた場合は、その状況を管理責任者に連絡し指示を受けるとともに、環境影響を緩和する次の処置を講ずる。

### (1) 廃油の漏洩

#### ① 少量の場合

- ア. 漏洩した廃油をウエスでふき取る。
- イ. 中性洗剤等を用いて中和し、水で洗い流す。

#### ② 多量の場合(社外流出の恐れがある場合)

- ア. 立ち入り禁止を表示し、ウエス又は吸着マット、土嚢等で拡散しないように処置する。
- イ. 流出廃油をポンプ又は吸着マットで回収する。
- ウ. 原因箇所の点検修理を行う。
- エ. 中性洗剤等を用いて中和し、水で洗い流す。（土壌に浸透した場合は、汚染土壌を回収する。）
- オ. 使用済み吸着マット及び回収した汚染土壌は、二次汚染のないように適正に処理する。

### (1) 個体の漏洩

- ① 廃棄物管理施設（場所）や廃棄物保管容器等の使用中止とそれに伴う対策を関係部署に連絡する。
- ② 漏洩した廃棄物は回収し、清掃等を行い社外への影響を防止する。
- ③ 飛散、流出及び地下浸透する恐れが生じた原因及び環境への影響状況を調査する。
- ④ 原因箇所の点検修理を行う。

## 10. 法律等の遵守状況評価

- (1) 管理担当者は、「廃棄物管理台帳（様式—2）」により次の事項を確認する。

文書名	廃棄物管理手順書	制定	初版 2008 年 10 月 16 日	文書番号	HC-E01	頁	4/5
		改訂	2 版 2012 年 4 月 1 日				

- ① マニフェストは正しく記載されているか
- ② 契約書通りに処分されているか
- ③ 定められた期日以内に処分が完了しているか
- ⑤ 業者の許可証は有効期間内であるか

(2) 管理責任者は、毎年 1 回委託業者の実地調査を行い、次の事項を確認する。

- ① 許可の内容と事業者の実態は一致しているか。
- ② 委託先の事業者の処理施設の規模や能力は委託内容に比べて十分か。
- ③ 処理施設や積替保管の場所は清掃が行き届いているか。
- ④ 受け入れた廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか。
- ⑤ 処理施設の周辺の環境に配慮をしているか。

※ 収集運搬業者及び中間処理業者の確認チェックリストは、豊田自動織機と共用。

### 1 1 . 記録の保管

「廃棄物管理台帳（様式一1）」、「廃棄物発生量報告書（様式一2）」は3年間保管する。

環責

#### 改訂履歴欄

改訂年月日	記号	改訂内容	改訂理由	承認者

文書 別紙 1	廃棄物管理手順書	制定	初版 2008 年 10 月 16 日	文書 番号	HC-E01	頁	5/5
		改訂	2 版 2012 年 4 月 1 日				

## 廃 棄 物 分 別 基 準

	廃棄物の種類	対 象 物	保管場所	処理先
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	生ゴミ、茶ガラ	町指定袋に入れ指定コンテナへ	半田市環境センター
		軍手、革手袋、ウエス 紙くず、シュレッダーくず	↑	毎日商会
	段ボール類 紙製容器包装ごみ 古紙	段ボール、フィルム芯	結束して指定置き場へ	福田三商
		紙袋、箱類、包装紙	↑	↑
		新聞紙、雑誌、カタログ	↑	↑
産業廃棄物	鉍さい	鋳物廃砂、ショット集塵ダスト、 造型集塵ダスト	廃棄物センター	三和油化工業 太平洋セメント
		ノロ、スラグ 電気炉かす	↑	高和興業 野間砂鉍業所
	がれき類	耐火物（電気炉・取鍋）	↑	山崎砂利
	ばいじん 木くず	電気炉集塵ダスト	↑	三和油化工業
		板パレット、木箱等、	指定場所へ	三河代用燃料
	廃プラスチック	油圧ホース、エアホース ビニール類、ゴム手袋	廃棄物センター	毎日商会
	塗料カス	固化した塗料、塗料カス	↑	毎日商会
	鉛含有物	蛍光灯、電池	↑	毎日商会
	廃砥石	廃砥石	↑	毎日商会
	廃油	潤滑油、作動油等	↑	三和油化工業
	金具付ハイプラ	金具付油圧ホース	↑	毎日商会
	集塵機濾布	バグフィルター	↑	埋立て予定
	資源ごみ	ガラス類、陶磁器くず	廃棄物センターの 指定缶へ	
			バリ、地金、缶類、その 他金属類	↑
ビニール、プラスチック 容器等、パン等の袋類		廃棄物センターの 指定コンテナへ	毎日商会	

文書名	廃棄物管理手順書	制定	初版 2008 年 10 月 16 日	文書番号	HC-E01	頁	6/5
		改訂	2 版 2012 年 4 月 1 日				

特	引火性廃油	揮発性洗浄廃油	廃棄物センター	三和油化工業
---	-------	---------	---------	--------

上記以外で取扱不明品は、環境の担当者まで問い合わせください。